

# 平成29年度

## 【午前】

建築物衛生行政概論  
建築物の環境衛生  
空気環境の調整

**問題 1** 現在の行政組織に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

- (1) 下水道事業の主管官庁は、総務省と環境省である。
- (2) 水質汚濁防止法の主管官庁は、厚生労働省である。
- (3) 労働衛生行政の地方組織としては、都道府県ごとに都道府県労働局がある。
- (4) 保健所には、労働基準監督官が置かれている。
- (5) 建築基準法で規定されている特定行政庁とは、国土交通省である。

**問題 2** 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づく特定建築物に該当するかどうかの判断に関する次の文章の  内に入る数値と語句の組合せとして、正しいものはどれか。

ただし、A社、B社、C社相互に関連はない。

A社の事務所 2,000 m<sup>2</sup>、B社の店舗 600 m<sup>2</sup>、A社とB社の共用部分小計 200 m<sup>2</sup>、B社の店舗駐車場 400 m<sup>2</sup>、C社の倉庫 300 m<sup>2</sup>である建築物の特定用途に供される部分の延べ面積は  ア  m<sup>2</sup>なので、この建築物は特定建築物に該当  イ  。

- |     |       |         |
|-----|-------|---------|
|     | ア     | イ       |
| (1) | 3,500 | ——— する  |
| (2) | 3,200 | ——— する  |
| (3) | 3,100 | ——— する  |
| (4) | 2,800 | ——— しない |
| (5) | 2,600 | ——— しない |

**問題 3** 建築物衛生法施行令に掲げられている特定建築物の用途に該当しないものの組合せは、次のうちどれか。

- (1) 博物館と寄宿舎と旅館
- (2) 図書館と遊技場
- (3) 共同住宅と百貨店
- (4) 集会場と旅館と図書館
- (5) 寄宿舎と共同住宅

**問題 4** 次の建築物のうち、建築物衛生法に基づく特定建築物に該当しないものはどれか。

- (1) 延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup> の高等専門学校
- (2) 延べ面積が 4,000 m<sup>2</sup> の研修所
- (3) 延べ面積が 9,000 m<sup>2</sup> の幼保連携型認定こども園
- (4) 延べ面積が 5,000 m<sup>2</sup> の各種学校
- (5) 延べ面積が 7,000 m<sup>2</sup> の特別支援学校

**問題 5** 建築物衛生法に基づく特定建築物の届出に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

- (1) 用途の変更により特定建築物に該当しなくなったときは、届出を行う必要がある。
- (2) 届出を行う特定建築物の名称は、建築確認時の名称と同一でなければならない。
- (3) 特定建築物の所有者等は、使用開始された日から 1 年以内に届出を行う。
- (4) 国又は地方公共団体の用に供する特定建築物は、届出を行うことが免除される。
- (5) 特定建築物の届出は、厚生労働大臣あてに行う。

**問題 6** 建築物衛生法に基づく備え付けておくべき環境衛生上必要な帳簿書類に関する次の文章の  内の語句のうち、誤っているものはいくつあるか。

建築物衛生法第 10 条による帳簿書類の種類については、省令により次の 3 項目が規定されている。

- ① 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びに  廃棄物処理 の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類
- ② 特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の  配置及び系統 を明らかにした図面
- ③ その他当該特定建築物の  維持管理 に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類

また、①及び③の帳簿書類は、 10 年間 保存しなければならない。

- (1) 0 個（なし）
- (2) 1 個
- (3) 2 個
- (4) 3 個
- (5) 4 個（すべて）

**問題 7** 建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の測定方法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 6 カ月以内ごとに 1 回、定期に行う。
- (2) 居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置で行う。
- (3) 温度は、午前と午後の測定値の平均を求める。

## 平成29年度 解答・解説

## 午前部

## 問題1 正解(3)……………頻出度A|A|A

労働衛生行政は、中央・地方を通じて一元的に、国が直接行政を行っている。都道府県労働局ならびに労働基準監督署は、地方レベルの労働衛生行政を担う国の機関である。

(1) 国土交通省と環境省。主な法令を所管する官庁は1-1表のとおり。

(2) 環境省。

(4) 労働基準監督官は労働基準監督署に置かれている。

(5) 特定行政庁とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

## 問題2 正解(2)……………頻出度A|A|A

特定建築物の面積＝特定用途の面積＋付随する部分の面積＋付随する部分の面積である。

A社の事務室、B社の店舗は特定用途として、A社、B社の共用部分は付随する部分、B社の店舗駐車場は付随する部分として合算する（C社の倉庫は単独では特定用途にはならない）。したがって、 $2,000+600+200+400=3,200\text{ m}^2$  となって、この建物は特定建築物に該当する。

特定建築物の面積の要件は次のとおり。

1. 特定用途に供される部分の延べ面積が、 $3,000\text{ m}^2$  以上（ただし、学校教育法第1条に規定される学校等は $8,000\text{ m}^2$  以上）であること。

1-1表 主な法令を所管する官庁

厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 地域保健法、健康増進法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、食品衛生法 理容師法、クリーニング業法、水道法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 労働基準法、労働安全衛生法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
環境省	環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 浄化槽法
国土交通省	建築基準法、建築士法、都市計画法、下水道法、浄化槽法 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
経済産業省	エネルギーの使用の合理化に関する法律、電気事業法、電気工事士法
総務省	消防法
文部科学省	学校保健安全法

※ 浄化槽法は環境省、国土交通省の共管法令である。

※ 下水道法のうち終末処理場の維持管理は環境省、国土交通省の共管である。

2. 専ら特定建築物の用途に供される部分の面積に、付随する部分の面積（トイレ、廊下、階段、機械室などの共用部）、付属する部分の面積（百貨店の倉庫、新聞社の事務所に付属する印刷工場、映画館のロビーなど）を合算すること。

3. 同一敷地内に数棟の建築物がある場合には合算せず1棟ごとに計算して、1棟ごとに特定建築物かどうか判断すること。

**問題3 正解(5).....頻出度A|A|A**

寄宿舎と共同住宅はいずれも特定建築物の用途に該当しない。

ビル管理法の特定用途については次のとおり。

1. 法第2条（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法第2条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、

又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

2. ビル管理法施行令第1条（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物及び専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000 m<sup>2</sup>以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 学校教育法第1条に規定する学

**3-1 表 特定建築物の用途**

興行場、百貨店、旅館、図書館、博物館、美術館	
集会場	会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種会館、結婚式場等。
遊技場	マージャン、パチンコ、卓球、ボーリング、ダンスその他の遊技をさせる施設。
店舗	一般卸売店、小売店のほか、飲食店、喫茶店、バー、理容所、美容所その他サービス業に係る店舗を広く含む。
事務所	事務をとることを目的とする施設をいうこと。なお、人文科学系の研究所等そこにおいて行なわれる行為が事実上事務と同視される施設については名称のいかんを問わず、事務所に該当する。銀行は事務所+店舗として特定用途となる。
学校教育法第1条に規定する学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校ならびに幼保連携型認定こども園。
学校教育法第1条に規定する学校以外の学校	専修学校、各種学校、各種学校類似の教育を行うもの、国、地方自治体、企業の研修所も含まれる。